



## 福祉施設版

# NEWS LETTER

2019年1月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14井上ビル12号館301  
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

## 補助金による機器導入で職場改善

福祉施設が活用できる補助金・助成金の中から、人材確保等支援助成金「介護福祉機器助成コース」をご紹介します。介護福祉機器の導入で最大150万円、目標達成で更に最大150万円の助成を受けることができます。



### 機器導入＋目標達成の2段階助成

この助成金は、介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために介護福祉機器を導入し、労働者の離職率の低下が図られた場合に、導入費用の一部が助成されるものです。まずは「機器導入助成」、その上で「目標達成助成」が設けられた2段階構造の助成金です。

それぞれの支給要件は以下の通りです。

#### 機器導入助成

##### ① 導入・運用計画の認定

介護労働者の労働環境向上のための介護福祉機器の**導入・運用計画を作成**し、管轄の労働局長の認定を受けること。

##### ② 介護福祉機器の導入等

①の導入を実施し、導入効果を把握すること。

#### 目標達成助成

「機器導入助成」の実施の結果、計画期間の終了から1年経過までの期間の離職率を、計画提出前1年間の離職率よりも、一定の目標値以上に低下させること。

対象となる機器は、移動・昇降用リフト（立位補助機、非装着型移乗介助機器を含む）、装着

型移乗介助機器、自動車用車いすリフト、エアーマット、特殊浴槽、ストレッチャーです。



また対象となる費用は、機器の導入費用（設置費用等は除く）、保守契約費、機器使用徹底の研修費です。

### 導入・運用計画とは？

介護福祉機器を導入する事業所の管轄都道府県労働局に、導入・運用計画の認定を受けることが大前提となります。計画の提出期限は、計画開始日から遡って6ヶ月～1ヶ月前の日の前日まで。**計画期間は3ヶ月以上1年以内**です。

所定の様式で作成し、以下を記載します。

- ✓ 導入する介護福祉機器の品目、台数、費用、メンテナンス方法
- ✓ 導入機器の使用を徹底するため研修予定日、内容、費用
- ✓ 導入効果を把握するスケジュール

この機会をぜひご活用ください。

## 都道府県別 要介護(要支援)認定状況

高齢化が進展する中、要介護や要支援認定を受ける高齢者も増えています。ここでは2018年8月に発表された調査結果※から、介護保険第1号被保険者（65歳以上、以下、第1号被保険者）数や第1号被保険者における要介護（要支援）認定者（以下、認定者）数などをみていきます。

### 全国の認定率は18.0%

都道府県別の第1号被保険者数と認定者数、認定率をまとめると下表のとおりです。2016年度の全国の第1号被保険者は3441万人、認定者数は619万人、認定率は18.0%となりました。13年度が17.8%、14年度と15年度は17.9%で、徐々に高くなっています。

### 9府県で認定率が20%を超える

都道府県別では、和歌山県や長崎県、島根県、

大阪府、愛媛県、熊本県、秋田県、岡山県、徳島県で認定率が20%を超えました。また29都道府県で全国平均を超えています。

一方、認定率が最も低いのは埼玉県で、茨城県とともに、15%未満になりました。

ここでは都道府県別の状況を紹介しましたが、市町村別のデータ等も公表されていますので、貴施設の地域の認定率がどのようになっているか、状況を把握してみたいかがでしょうか。

都道府県別介護保険第1号被保険者に占める認定者の割合（千人、%）

	第1号被保険者数	認定者数	認定率		第1号被保険者数	認定者数	認定率
全国	34,405	6,187	18.0	三重県	516	95	18.3
北海道	1,597	312	19.5	滋賀県	351	60	17.1
青森県	403	75	18.5	京都府	723	142	19.7
岩手県	395	76	19.1	大阪府	2,329	483	20.7
宮城県	606	109	17.9	兵庫県	1,520	290	19.1
秋田県	352	72	20.3	奈良県	403	71	17.6
山形県	351	64	18.3	和歌山県	305	68	22.2
福島県	560	106	18.9	鳥取県	172	34	19.5
茨城県	802	120	14.9	島根県	227	47	20.8
栃木県	529	83	15.6	岡山県	556	113	20.3
群馬県	555	94	17.0	広島県	797	154	19.3
埼玉県	1,844	266	14.4	山口県	459	88	19.1
千葉県	1,629	246	15.1	徳島県	237	48	20.1
東京都	3,065	561	18.3	香川県	296	57	19.1
神奈川県	2,221	366	16.5	愛媛県	433	90	20.7
新潟県	701	130	18.6	高知県	243	46	18.8
富山県	329	60	18.2	福岡県	1,341	256	19.1
石川県	324	58	17.8	佐賀県	236	45	19.0
福井県	227	41	17.9	長崎県	420	89	21.3
山梨県	242	37	15.5	熊本県	525	107	20.5
長野県	639	110	17.2	大分県	362	64	17.7
岐阜県	586	95	16.2	宮崎県	335	58	17.4
静岡県	1,054	164	15.5	鹿児島県	495	98	19.9
愛知県	1,813	286	15.8	沖縄県	296	54	18.3

厚生労働省「平成28年度介護保険事業状況報告（年報）」より作成

※厚生労働省「平成28年度介護保険事業状況報告（年報）」

介護保険事業の実施状況について、保険者（市町村等）からの報告数値を全国集計したものです。千人未満を四捨五入しているため、計に一致しない場合があります。詳細は次のURLのページからご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyo/16/index.html>

## 福祉施設でみられる 人事労務Q&A



### 『採用選考において不適切とされている質問』



先日、採用面接をした応募者から内定辞退の電話がありました。理由を考えたところ、面接で家族の職業を尋ねた際に、かなり怪訝そうな顔をしていた気がします。面接で尋ねてはいけない質問があるのでしょうか。



業務に直接関係のない質問によって、意図せず応募者が就職差別をされているように感じ、それだけを理由に内定を辞退するということがあります。また、公正な採用が行われるよう、法令でも本人に責任のないことや本来自由であるべきこと等、禁止されている質問事項があります。

#### 詳細解説：

採用の際には、求職者がどのような人かを施設が見極めるため、面接でさまざまな質問をしますが、ときに施設が行う質問が応募者に不快な思いをさせ、結果、内定辞退を招いてしまうということがあります。今回の家族の職業を尋ねる質問は、家族の扶養義務があるかどうか、育児や介護等で時間の配慮が必要ではないかといった目的で質問するケースがあり、目的自体には何ら問題がないように思われます。しかし、応募者によっては答えたくない内容もあり、気分を悪くさせてしまうことが考えられます。



- 家族に関すること（職業、続柄、病歴、地位、収入、家族構成等）
- 住宅状況に関すること（住宅の種類、間取り等）
- 生活環境・家族環境に関すること 等

#### 2. 本来自由であるべき事項

- 宗教に関すること
- 支持政党に関すること
- 人生観、信条に関すること
- 尊敬する人物に関すること
- 労働組合に関する情報（加入状況や活動歴等）
- 購読新聞、雑誌などに関すること 等

また、国は差別のない採用選考が行われるよう法令で制約を設けており、応募者の適性や能力のみを基準として選考を行うことを原則としています。法令で具体的に不適切とされている質問事項としては、次の事項が挙げられます。

#### 1. 本人に責任のない事項

- 本籍地や出生地に関すること（戸籍謄本等を提出させることもこれに該当）

面接では一緒に働くことになる人になるべく知ろうとして、さまざまな質問をすることになりますが、中には就職差別につながってしまう質問が含まれていることがあり、それによって内定を辞退されてしまうだけでなく、SNS等で批判的な書き込みをされてしまうことも考えられます。不適切とされる質問事項を押さえ、応募者の気分を悪くさせることのないよう、注意して選考活動を進めることが重要です。

# 事例で学ぶ 4コマ劇場

## 今月の接遇ワンポイント情報

### 『何故・何の為に?』



## ワンポイントアドバイス

「説明」を行うときのポイントは、次の2つです。

- ★ 何故、そうするのか
- ★ 何の為に、するのか

これは、相手に納得や安心していただく為に、とても重要です。これらを意識して、相手が分かるように言葉を使って伝えましょう。心の中では分かっているけど、言葉で届けなければ意味を成しません。相手の立場に立って、“何故なのか、何の為になのか”を伝えることのできる人は、利用者様やそのご家族に納得感や安心感を届けるだけでなく、施設への利用意欲を高めることもできるのです。

事例の場合には、頭に「確認いたしますので」と付け加えるとよいでしょう。この言葉が加わることで、何の為に（何故）待たなければならないのかが明確に伝わり、その後、保留音楽を聞く相手の気持ちは穏やかになるでしょう。

たとえば、次の言葉に「何故／何の為に」の目的を加えてみると、どのような表現ができるでしょうか？

皆さんで考えてみましょう。

何故なら、自ら考える時間を持つことによって、相手の立場に立ち、思いやりの心を持つ為の視点を養うことができるからです。

- 靴を履きなおす高齢の利用者様へ  
「靴をしっかりと履いて下さい」
- 念のため緊急の連絡先（電話番号）を控えておきたい場合  
「電話番号をご記入下さい」

